

様式第五十の二（第48条第6項関係）

認定事業適応計画の（中間）実施状況の概要の公表 （令和6年度分）

1. 認定の日付

令和4年7月29日

2. 認定事業適応事業者の名称

広島電鉄株式会社

3. 認定事業適応計画の実施期間

令和4年8月～令和9年3月

4. 認定事業適応計画の実施状況

（1）事業適応計画に係る事業の目標の達成状況

本計画では、社会変化に強い事業ポートフォリオの再編を検討する中で、既存事業である運輸業の収益構造の改善が喫緊の課題となっており、「わかりやすく使いやすい公共交通を構築し、減少した鉄軌道利用需要を回復」と「ICTの活用等による事業の変革」に取り組み対処することとしている。

この計画のうち、令和6年度においては、広島駅前大橋ルート再整備事業、新乗車券システム導入、電力監視システムの集約化、新造車導入及び連接車両運行ワンマン化に関連する固定資産投資を一部実施した。

（2）生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

令和6年度においては、EBITDA マージンが5.9%となり、基準年度の2022年3月期の△3.3%と比較して9.2%ポイント上回っている状況である。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

財務内容の健全性の向上指標については、令和6年度は有利子負債/CFが11.7倍となり、経常収支比率は120.3%となった。

（4）実施した事業適応計画の内容

「電力監視システムの集約化」、「新造車両の追加導入による生産性の向上」、「連接車両のワンマン化による業務体制の効率化」の一部に着手し、「広島駅前大橋ルート再整備」については令和7年度に完了予定であり、効率化や生産性の向上を図るため投資を進めている。当年度における売上高売上原価比率は、基準年度の値の△15.6%となった。

「新乗車券システム導入」について、事業が完了し、当年度における全ての事業の売上高に占める新商品の売上高の割合は1.0%となった。